

古平町業務継続計画 (古平町BCP)



古 平 町

目 次

第Ⅰ章 基本事項	1
第1節 業務継続計画（BCP）とは	1
第2節 BCPの目的	1
第3節 BCPの目標	1
第4節 BCPの基本方針	1
第5節 BCPの位置づけ	3
第6節 BCPの対象	3
第7節 BCPの発動、解除及び発動の流れ	3
第Ⅱ章 想定する地震及び被害	4
第1節 想定する地震	4
第2節 想定する被害	4
第Ⅲ章 BCP重要6要素	5
第1節 BCP重要5要素の状況	5
第2節 非常時優先業務の整理（要素6）	8
第3節 非常時優先業務担当別一覧表	9
第Ⅳ章 継続的な取り組み	18
第1節 業務継続計画マネジメントの推進	18
第2節 計画の見直し・更新の仕組み	18
第3節 訓練の実施	18

第1章 基本事項

第1節 業務継続計画（BCP）とは

業務継続計画（Business Continuity Planning、以下「BCP」という。）とは、災害時に行政自らも被災し、人・物・情報等利用できる資源に制約がある状況下において、まず率先して行う災害対応業務に並び、通常業務において優先的に実施すべき業務（優先的通常業務）を特定したものを併せて「非常時優先業務」と呼び、業務の執行体制、対応手順及び継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。

第2節 BCPの目的

古平町BCPの目的は、古平町に災害が発生した際に、役場機能が低下する中であっても、町民の生命、身体及び財産を保護し、町民生活への影響を最小限とするよう、迅速に災害対応業務を開始するとともに、最低限の行政サービスを維持しつつ、可能な限り早期に通常業務を復旧させることである。

第3節 BCPの目標

古平町BCPの目標は、上記の目的を達成するため、災害発生時に施設及び人員などに制約が生じる中で、「何を、いつ、どうやって」行うかをあらかじめ、具体的に計画することである。

非常時優先業務を迅速及び効果的に実施するためには、事前にそれが可能となるよう計画を策定し、かつ、策定した計画に基づいて準備を行っておかなくてはならない。

古平町BCPは、災害発生時に古平町は「何を」行わなくてはならないのか、そして、災害という過酷な環境下で、それらの業務を「いつ」、「どうやって」行うのかをあらかじめ計画することにより、非常時優先業務の迅速で効果的な実施と、そのための準備を可能にしようとするものである。

第4節 BCPの基本方針

（1）非常時優先業務への集中

古平町は、大規模な災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、非常時優先業務の実施に全力を挙げる。

このため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に縮小・休止する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次復旧を図るものとする。

（2）一元的な非常時優先業務の実施及び資源の確保

非常時優先業務の実施については、古平町災害対策本部において一元的に指揮・調整する。

また、非常時優先業務に必要な資源については、古平町災害対策本部において一元的に確保・配分する。

(3) 実効的なBCPの策定

BCPの実効性が不十分では、有事において業務を継続することが出来なくなる。
このため、古平町は、以下のような方針により策定するものとする。

【古平町BCPの策定方針】

- ・非常時優先業務については、「誰が、いつ、何を、どのように」実施するのかを計画すること。
- ・あくまでも古平町の実態、現場のニーズを基礎とした計画とすること。
- ・構成についても、BCPの実効性を高める観点から決定すること。
- ・速やかに、かつ、誤解なく理解できるよう、専門的な用語や長い文章は避け、記述は簡潔でわかりやすいものとする。
- ・通常業務の分類においては、古平町行政組織規則を基に各担当内で話し合った上で分類すること。

(4) 古平町BCPの構成

構成区分	記載項目	内容・着眼点
第Ⅰ部 基本事項	1 業務継続計画とは	古平町BCPの基本となる事項（目的、方針など）を明確化
	2 BCPの目的	
	3 BCPの目標	
	4 BCPの基本方針	
	5 BCPの位置づけ	
	6 BCPの対象	
	7 BCPの発動、解除及び発動の流れ	
	8 BCP重要6要素の状況	
第Ⅱ部 想定する地震及び被害	1 古平町や周辺での地震（津波）発生状況	災害時古平町で何が起きるのかを検討 ・古平町が対処すべき問題 ・古平町の対処上の障害
	2 想定する地震	
	3 被害想定	
第Ⅲ部 非常時優先業務の選定	1 非常時優先業務とは	災害時に古平町がしなくてはならないことを明確にする ・誰が何を実施しなくてはならないか ・どの業務を優先して実施すべきか ・縮小、休止できる通常業務どのようなものか
	2 非常時優先業務担当別一覧表	
第Ⅳ部 継続的な取り組み	1 業務継続マネジメントの実施	古平町がBCP策定後に継続して実施しなくてはならないことを整理
	2 計画の見直し・更新の仕組み	
	3 訓練の実施	

第5節 BCPの位置づけ

BCPは、災害対応業務及び災害時であっても継続が求められる、あるいは早期に再開すべき通常業務を的確に実施するために、地域防災計画に定める細部計画の一つとして策定するものである。

BCPにおいて、古平町が非常時に行うべき業務の優先順位等を定めるとともに、業務遂行のために古平町が必要とする人的・物的資源の確保の方策について定め、もって地域防災計画の実効性を担保する。

《参考：古平町地域防災計画【地震津波防災計画編】 第4章災害予防計画》

第19節 業務継続計画 — 第2 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

第6節 BCPの対象

（1）対象となる組織

古平町BCPの対象となる組織は、以下のとおりとする。

- ・町長部局
- ・各種委員会事務局
- ・議会事務局

注）議会の議員、各種委員等は含まない。古平町の関連団体等は含まない。

（2）対象となる職員

古平町BCPの対象となる職員は、特に断りのない限り、上記対象組織に勤務するすべての職員とする。

（3）対象となる業務

古平町BCPの対象となる業務は、「非常時優先業務」である。

非常時優先業務については第Ⅲ部の要素6において記述する。

第7節 BCPの発動、解除及び発動の流れ

（1）BCPの発動

災害の発生により、古平町地域防災計画に基づき災害対策本部が設置されたとき、または、災害が発生し、多数の被害が発生したと予想され町民の生命や生活及び財産を守るため必要と町長が決定したとき、自動的に古平町BCPが発動する。

（2）BCPの解除

古平町BCPは、災害対策本部が解散したとき自動的に解除となり、通常業務へ移行する。ただし、通常業務に移行すると町民の生命、生活及び財産を守ることが困難となる業務で、災害対策本部が認める業務については、BCPに基づいて継続することができる。

第Ⅱ章 想定する地震及び被害

第1節 想定する地震

北海道で想定される地震は、海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大きく分けられる。北海道防災会議では、最新の研究成果等に基づき、地震被害想定を行う対象となる地震を31パターン設定している。

その中で、北海道が平成28年3月に公表した「平成26年度地震被害想定調査結果」より、後志管内で人的被害が最大となると想定した「北海道留萌沖の地震（走向N225°E）」を、BCPの想定地震とする。

想定地震の概要

発生時期	冬季の早朝5時
震源地	北緯44.36度 東経141.59度
規模	マグニチュード7.8
町内の震度	震度7

第2節 想定する被害

上記の想定地震が発生した場合に、北海道が平成30年3月に公表した「全道の地震被害想定調査結果」では、古平町の人的被害として死者3人、重傷者5人、軽傷者34人を、建物被害としては全壊84棟、半壊211棟が予測されており、避難者の想定人数は1000人に上ると推測されている。

この全道の地震被害想定調査結果は、平成26年1月1日現在の住民基本台帳の人口3487人【外国人を除く】を基にしており、人口の変化に伴い避難者想定人数も変わるものと推測される。このため下記の数式を基に避難者想定人数を算定する。また、住民全員が避難対象となることから外国人を含む人数を使用する。

$$A(1000人) \times B \div C(3487人) = D$$

- A 避難者数（全道の地震被害想定調査結果による）
- B 住民基本台帳の人口【外国人を含む】（古平町BCP策定・変更時点）
- C 住民基本台帳の人口【外国人を除く】（平成26年1月1日時点）
- D 避難者想定人数（古平町BCP策定・変更時点）

今回はBとして令和2年2月1日の3004人を基準とし、結果Dは862人とする。

第Ⅲ章 BCP重要6要素

第1節 BCP重要5要素の状況

BCPの中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として、以下の5要素がある。それぞれの要素について、古平町の状況を確認する。

(要素1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

①首長の職務代行の順位

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	総務課長	建設水道課長

②職員の参集体制

(i) 非常配備体制

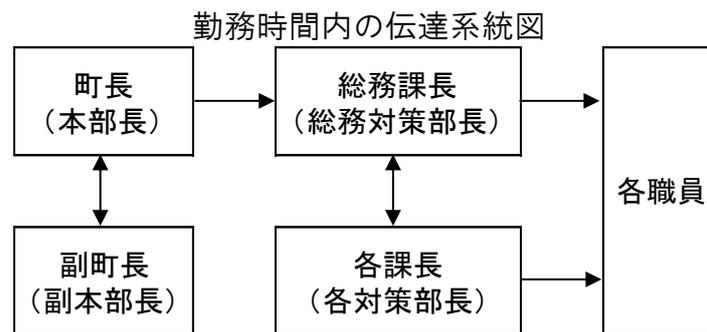
古平町地域防災計画より、非常配備体制は次のとおりである。

種別	配備時間	配備方法
第1 非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報、又は警報を受けたとき。	特に 関係のある少数人員 で、情報収集及び連絡調整等が円滑に行いうる体制をとる。 次の動員体制に円滑に移行しうる体制とする。
	2 町内で震度3及び4の地震が発生、若しくは観測されたとき。	
	3 局地的、小規模な事故等で被害が軽微なとき。	
	4 その他、特に町長が必要と認めたととき。	
第2 非常配備	1 局地的な災害の発生が予想される場合、又は災害が発生したとき。	関係各部の 所要の人員 をもって当たるもので、直ちに非常活動が開始できる体制とする。
	2 町内で震度5弱の地震が発生、若しくは観測されたとき。	
	3 「道日本沿岸北部」に「津波注意報」が発表されたとき。	
	4 その他、特に町長が必要と認めたととき。	
第3 非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が非常招集を指令したとき。	災害対策本部の 全員 をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。
	2 町内で震度5強以上の地震が発生、若しくは観測されたとき。	
	3 「道日本海沿岸北部」に「津波警報」若しくは「大津波警報」が発表されたとき。	
	4 予想されない重大な被害が発生したとき。	
	5 「特別警報」が発表されたとき。	

(ii) 伝達系統

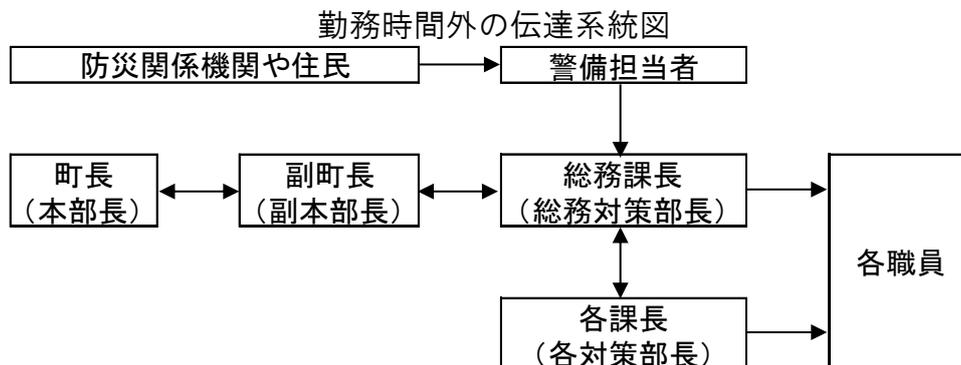
①勤務時間内

- (ア) 勤務時間内に非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合、町長（本部長）の指示により、総務課長（総務対策部長）は各課長（各対策部長）に通知する。
- (イ) 各課長（各対策部長）は、速やかに所属職員に通知するとともに指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整える。
- (ウ) 伝達は、口頭、電話及び庁内放送等による。



②勤務時間外

- (ア) 日直または連絡担当者は、次の情報を受けた場合、直ちに総務課長（総務対策部長）に連絡する。
 - a 気象警報等が後志総合振興局等から通報された場合
 - b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合
 - c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合
- (イ) 情報防災係（総務対策部）は、総務課長（総務対策部長）の指示を受け、必要に応じて各課長（各対策部長）、職員に通知する。
- (ウ) 伝達は電話等による。



(要素2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

本庁舎が被災した場合の代替庁舎は、古平町地域防災計画（本編第3章防災組織—第1節—第3 応急活動体制）で、古平町立古平小学校としている。

(要素3) 電気、水、食料等の確保

①電気

(i) 役場本庁舎(非常用発電機)

- 場所 役場庁舎正面玄関付近
- 起動方法 自動起動

(ii) 別館(非常用発電機)

- 場所 総務係所管の地下備品庫
- 起動方法 手動起動後別館1階給湯室上のレバーを操作

②燃料

(i) 本庁舎非常用発電機

- 動力 軽油
- タンク容量 195L
- 稼働時間 40時間(満タン時)
- 目標 72時間の稼働には32時間分160Lの軽油(20L携行缶8缶)が必要

(ii) 別館非常用発電機

- 動力 ガソリン(車用レギュラーガソリン)
- タンク容量 18L
- 稼働時間 6時間54分(満タン時)
- 目標 72時間の稼働には65時間6分170Lのガソリン(20L携行缶8.5缶)が必要

③水、食料等の備蓄量と目標

(i) 水

- 備蓄量 876L
- 目標 2586L(避難者想定人数×1L×3日)
- その他 必要量は『緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド：農林水産省』より

(ii) 食料

- 備蓄量 1300食分
- 目標 7758食分(避難者想定人数×3食×3日)

(iii) 仮設トイレ

- 備蓄量 10000回分
- 目標 12930回分(避難者想定人数×5回×3日)
- その他 必要量は『避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン：内閣府』より

(iv) 毛布

- 備蓄量 570枚
- 目標 862枚(避難者想定人数)

（要素４）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

①防災無線

全世帯に個別受信機を、町内21カ所に屋外スピーカーを整備している。屋外スピーカーについては停電時にバッテリーが作動し、停電後24時間稼働（1時間内における使用が5分、未使用が55分の場合）。

発信元となる中央制御盤については役場に配置されている。万が一、地震等により役場本庁舎が使用できない場合においても、北後志消防組合古平支署に配置されている副制御盤により操作が可能。

②無線機

親機が役場庁舎にあり、子機9個を整備している。

③災害時優先電話

停電時においても、非常用発電機に切り替わり、庁舎内の電話は利用可能。

④衛星携帯電話

2台（ドコモ ワイドスターⅡ）

今後も災害時における連絡手段の検討および多重化の検討を重ねていく。

（要素５）重要な行政データのバックアップ

①総合行政システム

- 管理方法 札幌市にあるデータセンターでベンダーがバックアップを管理
- 庁舎被災時 回線と端末（パソコン）があれば使用可能

②ファイルサーバーデータ及び戸籍サーバーデータ

- 管理方法 電算室でバックアップを管理
- 庁舎被災時 庁舎外でのデータ取り出しはできないため、定期的にハードディスクにコピーをとり、漏洩防止対策を十分に施した上で庁舎外に保管しておくことが必要

第2節 非常時優先業務の整理（要素6）

非常時優先業務とは、早期実施の必要な災害復旧・災害復興（「災害対応業務」）並びに、停止することにより町民生活や社会活動への影響が大きいと予想される通常業務（「優先的通常業務」）を合わせたもののことをいう。

- ・災害対応業務……「災害対策本部の設置・運営」、「避難所運営」、「救援物資搬送」、「罹災証明発行」等、災害時においてのみ発生する業務
- ・優先的通常業務…通常業務のうち災害時も継続又は早期再開すべき業務

○非常時優先業務の選定対象と選定手法

古平町地域防災計画（地震・津波防災計画編）において定めている、災害対策本部業務分担表における災害対策業務、古平町行政組織規則、古平町議会事務局庶務規定及び古平町教育委員会行政組織規則に定められている通常業務の優先度を各担当で評価し、非常時優先業務を別紙のとおり一覧表としてまとめた。優先順位の分類については下記のとおりである。

Aランク	24時間以内に実施する必要がある業務
Bランク	3日以内に実施する必要がある業務
Cランク	30日以内に再開すべき業務（休止・縮小業務）
Dランク	30日を超えて休止・縮小できる業務（休止・縮小業務）

第3節 非常時優先業務担当別一覧表

各課・担当ごとに災害対応業務及び優先的通常業務を並列しまとめた非常時優先業務を次のページから掲載する。

【非常時優先業務】

○総務対策部

・総務課総務係

災害対応業務	優先的通常業務
A 24時間以内に実施する必要がある業務	
職員の動員に関する事。	公印の保管に関する事。
職員の参集把握及び安否確認に関する事。	庁内取締及び庁舎の管理に関する事。
災害従事者に対する食料の調達に関する事。	
応急資材の調達及び受払いに関する事。	
町有車両の配車及び緊急車両の調達に関する事。	
災害時における情報システム及び情報ネットワークの管理運用に関する事。	
町本部が使用するパソコン、プリンター等の情報機器の手配及び整備に関する事。	
輸送車両の確保に関する事。	
B 3日以内に実施する必要がある業務	
	公文書の收受及び発送に関する事。
	電算の高度利用に関する事。
	自動車の点検、整備及び運行に関する事。
C 30日以内に実施する必要がある業務	
	町議会に関する事。
	町有財産の管理、取得及び処分に関する事。
	物品の購入、貸付、管理及び処分に関する事。
	情報公開、個人情報保護に関する事。
D 30日を超えて休止・縮小をできる業務	
	公告式に関する事。
	行政組織の管理及び総合調整に関する事。
	行政事務の総合調整及び事務改善に関する事。
	自衛官の募集に関する事。
	褒賞に関する事。
	不利益処分に係る聴聞及び弁明の機会の付与に関する事。
	文書編さん、保存及び未完結文書の調査に関する事。
	訴訟に関する事。
	町例規類に関する事。
	その他自動車の総括管理に関する事。
	職員の任免、進退、賞罰、服務及び身分に関する事。
	職員の配置及び定数に関する事。

・総務課財政係

災害対応業務	優先的通常業務
A 24時間以内に実施する必要がある業務	
被災者名簿の作成に関する事。	
安否情報の収集、整理、回答及び提供に関する事。	
B 3日以内に実施する必要がある業務	
被災家屋及びその他資産の調査（被害調査）に関する事。	収入支出命令に関する事。
C 30日以内に実施する必要がある業務	
災害対策予算の編成及び経理に関する事。	
災害対策に要する経費に関する事。	
D 30日を超えて休止・縮小をできる業務	
	財政計画に関する事。
	予算の編成及び執行調整に関する事。
	町債に関する事。（※）
	地方交付税に関する事。（※）
	財政状況の公表に関する事。
	基金（他の課で管理するものを除く。）等の管理に関する事。

※原則Dだが時期によりBに分類される

・総務課企画調整係（企）、情報防災係（情）

災害対応業務	優先的通常業務
A 24時間以内に実施する必要がある業務	
応急対策の企画及び調整に関する事。	(情) 報道機関との連絡に関する事。
気象等特別警報・警報・注意報・並びに情報等の受理伝達に関する事。	(情) 防災対策に関する事。
災害の状況、被害の状況、対策措置状況の取りまとめ及び報告に関する事。	(情) 消防及び水難救護に関する事。
町防災会議その他防災関係機関に対する要請及び連絡調整に関する事。	
災害対策本部の設置、運営及び廃止に関する事。	
本部長命令の伝達に関する事。	
各部の連絡調整に関する事。	
各部の非常配備人員の把握及び調整に関する事。	
通信連絡機能の確保及び防災無線の運用に関する事。	
避難準備（高齢者等避難開始）、避難勧告、避難指示又は屋内での退避等の安全確保措置の指示に関する事。	
警戒区域設定の伝達に関する事。	
住民に対する災害情報の広報に関する事。	
各地区（町内会）との連絡調整に関する事。	
自主防災組織（町内会）、住民組織の出動要請及び連絡調整に関する事。	
災害の記録に関する事。	
報道機関に対する情報提供及び連絡調整に関する事。	
救助法の適用に関する事。	
自衛隊の派遣要請に関する事。	
空き家等の対策に関する事。	
復旧対策の企画及び調整に関する事。	
B 3日以内に実施する必要がある業務	
	(企) 自治組織との連絡調整に関する事。
C 30日以内に実施する必要がある業務	
災害報道記事及び災害写真の収集に関する事。	(企) 町長の特命事項に関する事。
	(企) 緊急を要する施策の立案に関する事。
	(企) 重要施策の企画及び総合調整に関する事。
	(企) 国、道及び他市町村との連絡調整に関する事。
	(企) 土地利用の連絡調整に関する事。
	(企) 公聴に関する事。
	(企) 要望、陳情に関する事。
	(企) 広域行政に関する事。
	(情) 広報に関する事。
	(情) 統計調査に関する事。
D 30日を超えて休止・縮小をできる業務	
	(企) 総合計画に関する事。
	(企) 協働の推進に関する事。
	(企) 用地取得の調整に関する事。
	(企) コミュニティ活動の総合調整に関する事。
	(企) 認可地縁団体に関する事。
	(企) 行政改革の推進に関する事。
	(企) 空家対策に関する事。
	(企) その他地域振興に関する事。

○町民対策部

・町民課社会福祉係（社）、健康保険係（健）、町民生活係（町）、税務係（税）

災害対応業務	優先的通常業務
A 24時間以内に実施する必要がある業務	
住民の避難誘導に関する事。	（社）災害救護に関する事。
被災者の輸送に関する事。	（社）行旅病人及び行旅死亡人に関する事。
行方不明者の捜索に関する事。	（社）児童福祉に関する事。
被災者に対する炊出し及び食料の供給に関する事。	（社）その他福祉に関する事。
被災者の生活援護、生活必需品の供給に関する事。	（町）印鑑登録及び証明に関する事。
災害時における環境衛生及び公害対策に関する事。	（町）埋火葬許可に関する事。
し尿処理、仮設トイレの設置に関する事。	（町）死亡獣畜の処理に関する事。
園児等の避難誘導、安全確保に関する事。	（税）町税の賦課及び調定に関する事。
保護者との連絡調整に関する事。	（税）町税の収納に関する事。
各対策部への支援に関する事。	
各対策部への応援に関する事。	
B 3日以内に実施する必要がある業務	
被災者相談所の開設に関する事。	（社）生活保護に関する事。
救援物資の受入れ、仕分け、配分に関する事。	（社）民生委員等に関する事。
日本赤十字社との連絡調整に関する事。	（社）児童手当及び児童扶養手当に関する事。
遺体の捜索、収容、処理及び埋火葬に関する事。	（社）母子及び父子福祉（医療給付に係るものを除く。）に関する事。
災害時における廃棄物処理に関する事。	（社）身体障害者福祉に関する事。
家庭動物等対策の収容調整に関する事。	（社）知的障害者福祉に関する事。
	（社）精神障害者福祉に関する事。
	（社）特別障害者手当及び障害児童福祉手当に関する事。
	（健）他の社会保険との連絡調整に関する事。
	（健）老人健康保険に関する事。
	（健）老人医療、乳幼児及び児童医療、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療の給付に関する事。
	（健）その他医療の給付に関する事。
	（町）戸籍に関する事。
	（町）住民基本台帳に関する事。
	（町）外国人の在留事務に関する事。
	（町）犯罪人名簿に関する事。
	（町）国民年金被保険者の異動処理に関する事。
	（町）国民年金に関する裁定請求等の受理及び進達に関する事。
	（町）住民相談に関する事。
	（税）軽自動車（原動機付自転車及び小型特殊自動車に限る。）の標識に関する事。
	（税）町税の減免に関する事。
	（税）税外収入の徴収及び滞納整理に関する事。
C 30日以内に実施する必要がある業務	
そ族、昆虫の駆除に関する事。	（社）福祉全般事業の企画、立案及び総合調整に関する事。
罹災証明に関する事。	（社）戦傷病者及び戦没者の遺族援護に関する事。
被災者の町税減免に関する事。	（社）福祉団体の育成に関する事。
	（社）献血に関する事。
	（健）国民健康保険事業の総合的企画及び運営に関する事。
	（町）人口動態調査に関する事。

	(町) 相続税法(昭和25年法律第73号)第58条の規定による報告に関する事。
	(町) 人権擁護に関する事。
	(町) 国民年金制度の普及宣伝に関する事。
	(町) 福祉年金に関する事。
	(町) その他戸籍及び年金に関する事。
	(町) 交通事故の防止に関する事。
	(町) 交通安全思想の普及に関する事。
	(町) 防犯に関する事。
	(町) し尿及び廃棄物の処理に関する事。
	(町) 資源リサイクルに関する事。
	(町) 火葬場及び墓地に関する事。
	(町) 狂犬病の予防に関する事。
	(町) 公害の防止に関する事。
	(町) 環境保全に関する事。
	(税) 課税資料の調査に関する事。
	(税) 固定資産の評価に関する事。
	(税) 町税の滞納処分に関する事。
D 30日を超えて休止・縮小をできる業務	
	(町) 北方領土に関する事。
	(町) 男女平等参画の推進に関する事。
	(町) 生物の多様性の保全に関する事。
	(町) その他環境衛生に関する事。
	(税) 固定資産評価審査委員会に関する事。
	(税) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
	(税) 納税思想の普及に関する事。
	(税) その他税務事務に関する事。

○保健福祉対策部

・保健福祉課介護保険係（介）、高齢者支援係（高）、保健医療係（保）

災害対応業務	優先的通常業務
A 24時間以内に実施する必要がある業務	
避難場所、避難所の設置運営に関する事。	(高)生活支援ハウスの管理運営に関する事。
避難場所、避難所の記録(避難者名簿等)及び報告に関する事。	(高)短期入所生活介護事業に関する事。
福祉避難所に関する事。	(高)高齢者複合施設の管理運営に関する事。
救護所の設置、運営に関する事。	(保)診療所の管理運営に関する事。
要配慮者及び避難行動要支援者の避難誘導、安全確保に関する事。	
福祉施設等入所者の避難誘導、安全確保に関する事。	
町社会福祉協議会との連絡調整に関する事。	
B 3日以内に実施する必要がある業務	
福祉施設等の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事。	(介)要介護認定に関する事。
医療機関の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事。	(介)被保険者に関する事。
保健所、医師会その他医療機関との連絡調整に関する事。	(介)介護保険給付に関する事。
医薬品・その他衛生資材の供給及び確保に関する事。	(高)地域包括支援センターに関する事。
被災者の健康管理及び健康保持対策に関する事。	(高)地域支援事業の実施に関する事。
感染症の予防に関する事。	(高)介護予防支援事業に関する事。
	(高)高齢者の総合相談及び権利擁護等に関する事。
	(高)居宅介護支援事業に関する事。
	(高)通所介護事業に関する事。
	(保)感染症予防に関する事。
	(保)精神保健に関する事。
	(保)母子保健に関する事。
	(保)健康相談及び保健指導に関する事。
	(保)食品衛生に関する事。
C 30日以内に実施する必要がある業務	
被災者の心のケアに関する事。	(介)介護保険事業計画に関する事。
ボランティアの受入れに関する事。	(介)介護保険料に関する事。
	(介)その他介護保険に関する事。
	(高)高齢者の生きがい対策に関する事。
	(高)老人福祉施設への入所措置に関する事。
	(高)その他高齢者福祉に関する事。
	(高)保健福祉課の他の係の所掌に属さないこと。
	(保)予防接種に関する事。
	(保)その他疾病予防及び健康に関する事。
D 30日を超えて休止・縮小をできる業務	
	(保)保健事業の総合的企画及び実施に関する事。
	(保)結核予防に関する事。
	(保)老人保健に関する事。
	(保)地域医療施策に関する事。
	(保)救急医療に関する事。
	(保)周産期医療に関する事。

○産業対策部

・産業課農林水産係（農）、商工観光係（商）

災害対応業務	優先的通常業務
A 24時間以内に実施する必要がある業務	
農林水産業、商工業及び観光業の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。	(農) 鳥獣捕獲及び飼養の許可に関すること。
水難救助に関すること。	(農) 肉牛の飼育に関すること。
海面の監視に関すること。	(農) 漁港の整備及び利用に関すること。
漁港内等の排出油対策に関すること。	(農) 水産加工業に関すること。
観光客の避難誘導、安全確保に関すること。	(農) 内水面漁業に関すること。
災害時の応急食料、生活必需品、燃料その他物資の供給計画及び実施に関すること。	(商) 家族旅行村に関すること。
船舶の借り上げ及び海上輸送に関すること。	(商) 温泉に関すること。
農林水産業、商工業、観光業関係団体との連絡調整に関すること。	(商) 海水浴場の設置運営に関すること。
	(商) ふるさと納税に関すること。
B 3日以内に実施する必要がある業務	
林野の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。	(農) 米、野菜及び果樹の栽培に関すること。
山地等の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。	(農) 牧野及び草地に関すること。
林道の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。	(農) 漂流物に関すること。
海岸の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。	(商) 商業及び鉱工業の振興に関すること。
農作物、畜産物、水産物等の防疫対策に関すること。	(商) 観光協会に関すること。
種苗及び家畜飼料の確保に関すること。	(商) その他観光に関すること。
災害時の労務供給計画及びその実施に関すること。	
C 30日以内に実施する必要がある業務	
被災農家、漁家、商工業者、観光業者等の援護及び関係資金等の斡旋に関すること。	(農) 主要食糧の生産需給計画に関すること。
災害時の物価等対策に関すること。	(農) 農地の開発に関すること。
	(農) その他農業の振興に関すること。
	(農) 民有林の造林指導に関すること。
	(農) 治山に関すること。
	(農) 林道に関すること。
	(農) 船員手帳の交付等に関すること。
	(商) 消費者の保護に関すること。
	(商) 地下資源の開発をすること。
	(商) 勤労者福祉に関すること。
	(商) 労働者対策に関すること。
	(商) 職業訓練に関すること。
	(商) その他商工労働に関すること。
	(商) 観光事業の企画立案に関すること。
	(商) 観光資源の調査研究に関すること。
	(商) 観光事業の振興に関すること。
	(商) 観光客の誘致及び観光宣伝に関すること。
	(商) 自然遊歩道に関すること。
	(商) 自然公園に関すること。
D 30日を超えて休止・縮小をできる業務	
	(農) その他畜産及び林業の振興に関すること。
	(農) 水産資源の保護及び増殖に関すること。
	(農) 漁業の許可及び免許に関すること。
	(農) 海難防止に関すること。
	(農) その他水産業及び水産加工業の振興に関するこ

	と。
--	----

○建設水道対策部

・建設水道課管理係（管）、技術係（技）

災害対応業務	優先的通常業務
A 24時間以内に実施する必要がある業務	
公共土木施設の障害物除去に関する事	(管) 道路、橋りょう、河川の維持管理に関する事。
砂防、急傾斜地及び土砂災害警戒区域対策に関する事	(管) 公園の維持管理に関する事。
浸水対策に関する事。	(管) 公営住宅の維持管理に関する事。
水防活動の実施に関する事。	(管) 水道施設の維持管理に関する事。
町道の交通規制に関する事。	(管) 下水道施設の維持管理に関する事。
国道、道道管理者との連絡調整に関する事。	(技) 公共土木施設災害復旧に関する事。
北海道河川管理者との連絡調整に関する事。	(技) 海岸保全及び砂防に関する事。
雨量、河川水位の監視及び河川情報に関する事。	(技) その他下水道に関する事。
災害用建設資機材の調達に関する事。	
古平建設協会及び建設業者への協力要請に関する事。	
公共建築物の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事。	
上下水道施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事。	
災害時における飲料水の確保及び供給に関する事。	
B 3日以内に実施する必要がある業務	
公共土木施設（道路、橋梁、河川、公園等）の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事。	(管) 課内の庶務に関する事。
建築物応急危険度判定に関する事。	(技) 建築指導に関する事。
	(技) その他建築に関する事。
	(技) 水道工事の設計及び監理に関する事。
	(技) 給水装置工事申込の審査及び検査に関する事。
	(技) その他水道に関する事。
C 30日以内に実施する必要がある業務	
応急仮設住宅の建設に関する事。	(管) 道路、河川の占用等に関する事。
民間建築物、工作物及び宅地の復旧助言に関する事。	(管) 公園の占用等に関する事。
住宅金融支援機構の災害住宅融資に関する事。	(管) 公営住宅の使用料に関する事。
住宅相談に関する事。	(管) 水道の料金及び負担金に関する事。
被災者の上下水道料金の減免に関する事。	(管) 指定給水装置工事事業者の指定に関する事。
	(管) 下水道の使用料及び受益者負担金に関する事。
	(管) 下水道排水設備指定工事店の指定に関する事。
	(技) 道路、橋りょう、河川の新設及び改良に関する事。
	(技) 公園の新設及び改良に関する事。
	(技) その他土木に関する事。
	(技) 公営住宅工事の設計及び監理に関する事。
	(技) 建築営繕工事の設計及び監理に関する事。
	(技) 下水道工事の設計及び監理に関する事。
	(技) 下水道排水設備の審査及び検査に関する事。
D 30日を超えて休止・縮小をできる業務	
	(管) 課内の条例、規則等に関する事。
	(管) 屋外広告物に関する事。
	(管) 下水道の普及促進に関する事。
	(管) 都市計画に関する事。
	(管) 地籍調査に関する事。

第Ⅳ章 継続的な取り組み

第1節 業務継続マネジメントの推進

BCPに基づいて非常時優先業務を効果的に遂行するためには、職員全員がBCPの必要性を理解し、自分の担当に課せられた役割を確実に果たせるよう、計画を管理・運用していく業務継続マネジメントを推進していく必要がある。

そのためには、策定後においては、随時周知・教育等を行い、その結果から問題点や不備を点検・検証し、見直し結果を踏まえ継続的に改善を行うサイクルを重ねることにより、常に実効性のある計画を目指していく。

第2節 計画の見直し・更新の仕組み

社会的な外部環境の変化、人事異動に伴う組織改編等、組織内部にある資源は絶えず変化しているため、定期的かつ継続的に計画の見直し・更新を実施し、変化に対応できる体制の仕組みづくりに取り組んでいく。

【見直し・更新基準】

- 被害想定が更新されたとき
- 地域防災計画が更新されたとき
- 事務事業見直しによる組織改編があったとき
- 災害対応の中で課題が判明したとき
- 計画内容の点検・検証を行うための訓練を実施したとき

第3節 訓練の実施

職員一人ひとりが業務継続の重要性や自らが果たすべき役割を認識することを目的として、限られた資源を有効活用し、優先的に着手する業務や休止する業務の判断と実施手順を検証するため、必要に応じて職員研修や訓練を実施する。

古平町業務継続計画
(古平町BCP)

策定
令和2年2月

事務局
古平町役場総務課情報防災係
TEL 0135-42-2181